



# とちぎ禁煙推進店(施設) に登録しませんか!?



## とちぎ禁煙推進店(施設)とは・・・

県民の受動喫煙の機会を減らすために、敷地内や建物内の「禁煙」に積極的に取り組んでいる店舗・施設を登録し、ステッカーで分かりやすく表示する制度です。

とちぎ禁煙推進店に登録すると

- ・ステッカーが無料で配布されます。
- ・登録施設の情報が県の健康づくり専用サイト「健康長寿とちぎWEB」に掲載されます。

<http://kenko-choju.tochigi.jp/>

健康長寿とちぎWEB

検索



※宇都宮市内の登録施設については、宇都宮市ホームページにも記載されます。

## 登録の対象

飲食業店舗、小売業・サービス業等店舗、宿泊施設、保健・福祉・医療施設、文化・運動施設、娯楽施設、公共交通機関、金融機関、事業所、その他たくさんの方が利用する施設

\*学校、医療施設など健康増進法の第一種施設に該当する施設は、敷地内禁煙のみ対象となります。

## 登録区分

詳しい登録基準は、「健康長寿とちぎWEB」をご覧ください。

### ①敷地内禁煙

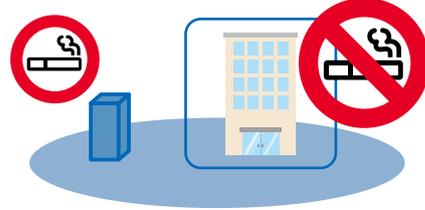
敷地内(建物を含む)全てにおいて、喫煙を禁止している。



\*健康増進法上の特定屋外喫煙場所の設置は認められません

### ②建物内禁煙

建物内(又はテナント内)全てにおいて、喫煙を禁止している。



\*健康増進法上の喫煙専用室等の設置は認められません

「禁煙」は、すべての人を受動喫煙から守る、確実に簡単な方法です。

## ☆知っていますか?改正健康増進法☆

望まない受動喫煙を防止するため、施設や店舗等はその種類に応じて敷地内禁煙又は建物内禁煙が義務づけられます。

- ・学校、病院、薬局、児童福祉施設などの第一種施設は、**原則敷地内禁煙**です。(2019.7.1～)  
例外として、要件を満たす喫煙場所を屋外に設置することができます。
- ・事業所、飲食店、ホテル・旅館、美容室などの第二種施設は、**原則屋内禁煙**です。(2020.4.1～)  
例外として、要件を満たす喫煙場所を屋内に設置することができます。
- ・規制の対象となるたばこは、**たばこ葉を燃焼又は加熱するたばこ製品**です。  
例) 紙巻きたばこ、加熱式たばこ



利用される方や従業員の皆さんの健康を、受動喫煙から守りましょう。

## 登録の手続き

登録の申請書を記入し、店舗・施設の所在市町を所管する広域健康福祉センター等（詳細は「申請窓口」参照）に提出します。

**Q.** 申請書の様式はどこで入手できるの？

**A.** **右ページを切り取って申込みができます。**  
(郵送、FAX、Eメール可)

**また、申請書は県または宇都宮市のホームページからダウンロードできます。**

申請する店舗・施設が宇都宮市内に所在する場合は宇都宮市ホームページを、それ以外の場合は県ホームページをご利用ください。

- 県ホームページ（健康長寿とちぎ WEB）  
<http://www.kenko-choju.tochigi.jp/contents/page.php?id=63>
- 宇都宮市ホームページ  
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kenko/kenkodukuri/joho/1004470>

登録の申請

申請内容の確認

登録

提出された登録申請書の内容が登録要件に該当するかどうか、確認させていただきます。

登録要件に該当することが確認できたら、登録となります。  
登録店（施設）であることを表示するステッカーをお渡ししますので、入口等に掲示してください。

**\*とちぎ禁煙推進店にご登録いただいた店舗（施設）には、あわせて健康長寿とちぎづくり推進県会議の会員登録もお願いしています。**

\*登録後は、登録年度を初年度として3年ごとに状況報告をしていただきます。また、登録内容を変更する場合は登録事項変更届を、登録を辞退する場合は辞退届を提出していただきます。様式は県または宇都宮市のホームページからダウンロードできます。

## 申請窓口（お問合せ先）

店舗・施設の所存する市町	申請窓口（お問合せ先）	電話・FAX	Eメールアドレス
宇都宮市	宇都宮市保健所 健康増進課	電話 028-626-1126 FAX 028-627-9244	u19070500@city.utsunomiya.tochigi.jp
鹿沼市、日光市	県西健康福祉センター 健康対策課（栄養難病）	電話 0289-62-6225 FAX 0289-64-3059	kensai-kfc@pref.tochigi.lg.jp
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	県東健康福祉センター 健康対策課（栄養難病）	電話 0285-82-3323 FAX 0285-83-7003	kentou-kfc@pref.tochigi.lg.jp
栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	県南健康福祉センター 健康対策課（栄養難病）	電話 0285-22-1509 FAX 0285-22-8403	kennan-kfc@pref.tochigi.lg.jp
大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	県北健康福祉センター 健康対策課（栄養難病）	電話 0287-22-2679 FAX 0287-23-6980	kenhoku-kfc@pref.tochigi.lg.jp
足利市、佐野市	安足健康福祉センター 健康対策課（栄養難病）	電話 0284-41-5895 FAX 0284-44-1088	ansoku-kfc@pref.tochigi.lg.jp
複数市町に店舗・施設を有し、上記申請窓口が複数になる場合	栃木県保健福祉部 健康増進課 健康長寿推進班	電話 028-623-3094 FAX 028-623-3920	kenko-choju@pref.tochigi.lg.jp

みんなで「健康長寿日本一とちぎ」を目指しましょう！



栃木県 保健福祉部 健康増進課

# 「とちぎ禁煙推進店（施設）」登録申請書

「とちぎ禁煙推進店（施設）」として登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請日： 年 月 日

申請者名 <small>法人の場合は法人名及び代表者職氏名</small>	
店舗・施設の名称 及び所在地 <small>複数ある場合は、別に一覧表を添付してください(様式は任意)。</small>	名称： 所在地：〒
店舗・施設種別 <small>該当項目に○を付けてください。 ⑩その他の場合は、( )内に具体的に記入してください。</small>	1. 飲食業店舗                      2. 小売業・サービス業等店舗                      3. 宿泊施設 4. 保健・福祉・医療施設                      5. 文化・運動施設                      6. 娯楽施設 7. 公共交通機関                      8. 金融機関                      9. 事業所 10. その他多数の者が利用する施設 (                      )
登録を希望する 区分 <small>該当項目に○を付けてください。</small>	1 敷地内禁煙                      ・                      2 建物内禁煙
ホームページ URL	
営業時間・定休日	営業時間：                      定休日：
県ホームページ(健康 長寿とちぎ WEB)へ の掲載	可                      ・                      不可
担当者連絡先	担当者氏名： ..... 所属部署：                      職名： ..... TEL：                      FAX： ..... Eメール：

※太枠内記載事項は県ホームページに掲載する内容です。

※宇都宮市内の店舗・施設については、県ホームページと併せ宇都宮市ホームページにも掲載します。

※県ホームページに店舗(施設)外観等の写真の掲載を希望される場合は、Eメール又はCD-Rにて写真データを提出してください。

裏面の「禁煙状況報告書」も、必ず記入してください。



# 禁煙状況報告書

当店（施設）は、（1 敷地内禁煙・2 建物内禁煙）を実施する「とちぎ禁煙推進店（施設）」として、以下のとおり措置を講じていることを報告します。

※ 1、2 いずれか申請する区分に○を付けてください。

1、2 いずれか申請する区分について、現在の店舗・施設の状況を確認の上、回答欄の「はい」か「いいえ」に○を付けてください。（登録には、全て「はい」である必要があります。）

## 1 敷地内禁煙

	項目	回答
(1)	敷地内（建物を含む）全てにおいて喫煙を禁止しています。	はい・いいえ
(2)	敷地内（建物を含む）に灰皿を置いていません。	はい・いいえ
(3)	敷地内（建物を含む）全てにおいて喫煙を禁止していることを、入口付近で利用者に分かりやすく表示しています。又は、当制度ステッカーで表示することとし、ステッカー掲示場所を確保しています。	はい・いいえ

## 2 建物内禁煙

	項目	回答
(1)	建物内（又はテナント内）全てにおいて喫煙を禁止しています。	はい・いいえ
(2)	建物内（又はテナント内）に灰皿を置いていません。	はい・いいえ
(3)	建物内（又はテナント内）全てにおいて喫煙を禁止していることを、入口付近で利用者に分かりやすく表示しています。又は、当制度ステッカーで表示することとし、ステッカー掲示場所を確保しています。	はい・いいえ
(4)	建物外に喫煙所を設置する場合は、喫煙場所を利用者に分かりやすく表示しています。	はい・いいえ